

指定給水装置工事事業者の指定申請について

(指定の申請)

指定工事事業者として指定を受けようとする場合は、水道法施行規則に定められた様式に必要事項を記載し、提出してください。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名（様式第1）
- (2) 事業の範囲（様式第1）
- (3) 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類（様式第2）
- (4) 条例に定める給水区域において給水装置工事業を行う事業所の氏名及び所在地並びに事業者において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号（様式第3）
- (5) 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数（別表）
- (6) 給水装置工事業主任技術者免状の写し
- (7) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- (8) 従業員名簿
- (9) 事業所の位置図、事業所の外観・内部・機械器具及び資材置場の写真

(指定の基準)

- 1 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 次に定める機械器具を有する者であること。
 - (1) 金切りのこその他の切断用の機械器具
 - (2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - (4) 水圧テストポンプ
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者
 - (2) 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - (3) 指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (5) 法人であって、その役員のうち(1)から(4)までのいずれかに該当する者があるもの

(手数料)

指定手数料として、1万円を納入願います。